

平成27年10月1日

市内指定就労継続支援A型事業所 管理者様

相模原市長 加山 俊夫
(公印省略)

就労継続支援A型事業所における1日の平均利用時間が一定の場合の所定単位数(短時間利用減算)の取扱いについて

日ごろから本市の障害福祉施策の推進に格段のご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記減算につきましては、平成27年3月31日付け「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により、平成27年10月1日から次のとおりの取扱いとなりますので、就労継続支援A型事業所におかれましては、内容をご確認の上、必要な届出(1)を行ってください。

なお、請求事務については10月サービス提供分からとなりますので、適切に御対応(2)くださいますようお願い申し上げます。

- 1 減算の該当・非該当に関わらず、全ての就労継続支援A型事業所に届出の必要があります。
- 2 減算要件に該当した場合は、国保連請求時は減算のサービスコードを使用してください。

1 対象事業所

指定就労継続支援A型事業所

2 短時間利用減算の取扱い

- (1) 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結している利用者の1日当たりの利用時間の平均が、1時間未満、1時間以上2時間未満、2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満である場合に減算を行う。
- (2) 利用開始時には予見できない事由により短時間利用(1日の利用時間が5時間未満の利用のことをいう。)となってしまった場合、当該短時間利用となってしまった者について、短時間利用となった日から90日を限度として平均利用時間の算出から除外しても差し支えない。なお、短時間利用となってしまった事由については、指定権者(相模原市)に届け出ること。
- (3) 平成27年10月1日以降のサービス提供分から対象。

3 届出書類

- (1)【必須】様式第1号「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(平成27年4月適用版)」

- (2)【必須】平成 27 年度の「介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出書（体制届）」の別紙 1（その 2）（一覧表・訓練）
- (3)【必須】平成 27 年度の「介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出書（体制届）」の別紙 37（短時間利用減算確認シート）
- (4)【該当時のみ】平成 27 年度の「介護給付費等算定にかかる体制等に関する届出書（体制届）」の別紙 38（就労継続支援 A 型 短時間利用報告書）

【書類ダウンロード場所】

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」「書式ライブラリー」「4. 相模原市からのお知らせ」「6. 変更・休止・廃止の届出」からダウンロードしてください。

4 提出期限

平成 27 年 10 月 15 日（木）必着

5 提出方法

次の提出先に郵送または障害福祉サービス課の窓口を持参してください。

6 提出先

〒252-5277 相模原市中央区中央 2 - 1 1 - 1 5

相模原市健康福祉局福祉部障害福祉サービス課 指定・指導担当

7 年度途中で短時間利用減算の内容に変更が生じた場合の手続き

- (1) 今回、届け出た短時間利用減算の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨の届出を行ってください。過去 3 月の 1 日の平均利用時間が 5 時間未満の場合は減算となります（例えば、6～8 月の 1 日の平均利用時間が 5 時間未満の場合は 9 月からの減算となります）。
- (2) 提出書類は「3 届出書類」と同様の様式となります。

障害福祉サービス課 指定・指導班

電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 5 5

F A X 0 4 2 - 7 5 9 - 4 3 9 5